

入院一時金制度

2025年
2月1日
スタート

入院一時金制度のご案内



医療技術の進歩等により、近年、平均入院日数は短期化する傾向にありますが、「入院前後」での通院・投薬・在宅療養などの治療が多様化しており、入院日数は短期間でも自己負担額が高額となるケースがあります。

このような環境変化によるニーズにお応えして、病気やケガによる入院にまつ一時金で備えることができる「入院一時金制度」を労働組合独自で導入しています。

制度内容は以下の通りです。

【入院一時金制度の内容】

- 対象者：組合員
- 給付金：組合一般会計からの支出となります
- 開始日：2025年2月1日より
- 給付内容 入院一時金 50,000円
(一時金の支給対象は全労済の給付基準を参考とします)
- 申請方法：組合役員もしくは組合本部までご連絡ください。

伊藤製パン労働組合本部 電話 03-5637-9444
メールアドレス：ibu@mx7.mesh.ne.jp

給付の概要

入院一時金給付

不慮の事故による傷害または疾病により1日以上入院した時

【給付回数限度：通算20回】

※入院の原因にかかわらず、入院一時金が給付された最終の入院の退院日の翌日から180日以内の入院については、継続する1回の入院とみなします。